

【公報種別】実用新案法第14条の2の規定による訂正明細書等の掲載

【部門区分】第1部門第4区分

【発行日】平成29年9月21日(2017.9.21)

【登録番号】実用新案登録第3194582号(U3194582)

【訂正の登録日】平成29年7月20日(2017.7.20)

【登録公報発行日】平成26年11月27日(2014.11.27)

【出願番号】実願2014-4995(U2014-4995)

【国際特許分類】

A 63 B 69/36 (2006.01)

【F I】

A 63 B 69/36 501 D

A 63 B 69/36 541 G

【訂正書】

【提出日】平成29年7月3日(2017.7.3)

【訂正の目的】実用新案登録請求の範囲の減縮等

【訂正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

フェース面に装着されると共に当該フェース面とは異なる材質からなる板状体からなり、この板状体は一定の幅を有する半円環形状又は逆U字形状であって、前記フェース面のスイートスポットを囲むように平面的に形成し、且つ、前記フェース面に対して略垂直方向となり前記スイートスポットを囲むように前記板状体の円弧部分の外側端縁から立設する壁板を設けたことを特徴とするゴルフ練習治具。

【請求項2】

前記板状体は、端部が円環の径方向に突出し、この端部及び突出部に凸部又は凹部を設けたことを特徴とする請求項1に記載のゴルフ練習治具。

【請求項3】

前記板状体は、弾性体からなることを特徴とする請求項1又は2に記載のゴルフ練習治具。

【請求項4】

前記壁板は、ゴルフボールの半径以下の高さであることを特徴とする請求項1～3のいずれか一つに記載のゴルフ練習治具。

【請求項5】

更に、前記壁の上端上面の中央にマークを設けたことを特徴とする請求項1～4のいずれか一つに記載のゴルフ練習治具。